

第 5 章

景観に配慮した公共施設の整備

1. 公共施設の整備方針
2. 景観重要公共施設制度の活用
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

第 5 章 景観に配慮した公共施設の整備

1. 公共施設の整備方針

道路、公園、河川、橋りょう、学校等の公共施設は、地域の景観づくりを先導する役割を担うために、積極的に景観に配慮した整備を行っていく必要があります。また、これらは機能性、安全性、経済性等を考慮することのほか、長く市民に親しまれることを考慮して計画し、整備することが必要です。

ここでは、公共施設の整備に関する基本的な考え方として、公共施設による景観づくりの方針を定めるとともに、その方針に沿った公共施設整備の進め方や仕組みについて整理します。

(1) 公共施設による景観づくりの方針

公共施設は、次の方針に基づいて整備するよう努めます。

①地域特性や周辺と調和した魅力ある景観づくり

- ・住宅地、商業地等の周辺環境、地域の歴史・文化的特性、景観資源、眺望等の地域特性に配慮し、それらと調和するように、色彩、形態意匠等の検討を十分に行う。
- ・地域の環境をより向上させる質の高い施設整備を図る。

②連続性や統一感のある景観づくり

- ・公共施設の整備主体や所管の連携により、施設相互の連続性を高め、一体的な景観づくりに取り組む。
- ・本市の骨格となる道路や河川等においては連続性のある景観形成を図る。

③緑や水の自然環境と調和した景観づくり

- ・田園風景や里山の緑、水辺等の豊かな自然環境と調和した施設整備を進める。
- ・地域の植生や生態系、地形に配慮し、周囲の自然環境にとけ込むような色彩、形態意匠とするとともに、緑化の推進により自然を感じさせるような施設整備を図る。

④ユニバーサルデザインに配慮した景観づくり

- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行い、快適性や利便性の向上を図る。

⑤地域になじむ景観づくり

- ・長期間の使用に耐える素材を用いて、時間の経過と共に周囲の景観に美しく馴染むように配慮し、長く地域に親しまれる施設整備を図る。
- ・植栽は、樹木の成長を考慮した樹種を選定する。
- ・長期にわたり愛着を感じてもらえるように、シンプルで飽きのこないデザインとなるよう心掛けるとともに、施設ごとの適切な維持管理の仕組みづくりと、持続的な維持管理に努める。

(2) 公共施設の景観整備に向けた仕組みづくり

公共施設による景観づくりを推進するために、公共施設の整備や管理に関する仕組みを構築します。

①(仮称) 公共施設景観形成ガイドラインの作成

公共施設の整備や管理に係る主体(国・都・市等)の間で、本市の公共施設に関する景観形成の方向性を共有するために、公共施設による景観づくりの方針に基づき、基本的な整備や維持管理についての方向性を具体的に定めた「(仮称)公共施設景観形成ガイドライン」を作成する。

②庁内及び関連主体との連携体制づくり

庁内の関連所管との横断的な連携や、国、都等との連携により、公共施設から地域の景観づくりを先導する公共施設整備や景観まちづくりを推進できる体制の構築を図る。

(3) 景観重要公共施設制度の活用と通知制度による協議・誘導

公共施設は、本市の景観を形成する重要な要素です。そこで、積極的に景観重要公共施設として位置づけて、景観に配慮した公共施設の整備を推進します。また、法第16条第5項に定める通知制度により、同条第6項に定める協議を行い、公共施設が地域の景観形成の先導的役割を果たすよう適切な誘導を図ります。

2. 景観重要公共施設制度の活用

景観に配慮した公共施設の整備を実現し、地域の景観づくりを先導するために、法に基づく景観重要公共施設の指定を積極的に行います。

(1) 指定の対象について

道路、河川、都市公園のうち、下記に該当するものを景観重要公共施設の指定候補とします。

【景観重要公共施設の候補となる要件】

- 東京都景観計画で指定されている景観重要公共施設
- 八王子八十八景に選定された公共施設
- 市の骨格となる道路、河川等、都市構造をつくるものとして重要な公共施設
- 地域景観資源へのアプローチとなる道路等、景観資源を引き立てるために重要な公共施設
- 優れた眺望が得られる公園等、八王子を代表する景観を感じられる公共施設
- 重点地区内にある主要な公共施設
- 八王子市地域景観資産（仮称）に指定された公共施設
- 市や地区のシンボルとなっており、良好な景観づくりを進める上で重要な公共施設

(2) 指定の進め方

景観重要公共施設の指定は、東京都景観計画に定める景観重要公共施設を継承するとともに、施設管理者の同意を得た施設から順次行います。景観重要公共施設に指定した場合、施設ごとに、整備や管理に関する事項や、必要に応じて占用許可の基準等を定め、景観計画に位置づけます。

(3) 景観形成の考え方

公共施設の整備や管理における景観形成は、公共施設の景観づくりの方針に基づいて推進します。各施設や周辺のまち並みの特性、地区の歴史性等を読み取り、施設管理者との連携を図りながら方針や基準を定め、整備等における協議を行える仕組みを構築します。

【景観形成の基本的な考え方】

- 各施設や周辺のまち並みの特性、地区の歴史性に応じて、風格と調和のとれた景観形成を図る。
- 道路や河川は、景観の軸として一体感のある景観形成を図る。
- 景観資源の周辺では、景観資源への眺めに配慮した整備を行い、その魅力を高める景観形成を図る。
- 視界の広がりや眺望に配慮し、美しくゆとりのある景観、開放感のある景観形成を図る。
- 利用者の安全性と快適性を高めるために、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、周辺の景観との連続性や調和に配慮した構造や仕上げとする。
- 設備等を設置する場合は、周辺の景観に配慮した配置やデザイン、色彩とする。
- 管理者は、時間の経過とともに見苦しくならないよう適切な維持・管理を行う。
- 工作物等の設置のための占用許可にあたっては、周辺のまち並みとの調和への配慮とともに、景観づくりの方針及び景観形成基準への適合を求める。

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号ロ）

次の景観重要公共施設を指定し、その整備に関する事項について定めます。

（1）景観重要道路

①甲州街道（一般国道20号）



国道20号の明神町交差点から高尾駅前交差点の区間は、八王子市を東西に貫き、市街地と高尾山等の山並みをつなぐ、景観上重要な軸となっています。

追分交差点から高尾駅前交差点までの区間では、樹齢80年を超えるイチョウ並木（市指定天然記念物）が四季折々の景観を形成しています。沿道周辺には、皇族陵墓である武蔵陵墓地へ至るケヤキ並木があり、また遊歩道や親水護岸等の景観に配慮した地域整備が進められる等、優れた風致景観が形成されています。

明神町交差点から追分交差点までの区間は、中心市街地の軸として、また、八王子まつりや酉の市等の伝統行事や祭事が行われる場所として重要な道路となっています。八王子まつりの会場となる区間では、沿道の賑わいと活力が感じられるまち並みを形成するための検討が、市や道路管理者、沿道の商店会及び町会等によって行われています。

今後、電線類の地中化や道路附属物のデザイン統一、歩道整備等を進め、それぞれの区間において周辺のまち並みと調和した、優れた道路景観を形成します。

②多摩御陵参道



旧東浅川宮廷駅から甲州街道（国道20号）を経て、武蔵陵墓地へ至る約850メートルの参道は、約160本のケヤキが植えられた並木となっており、南浅川に架かる南浅川橋とともに、四季折々の、水と緑が感じられる落ち着いた景観が形成されています。今後も、植栽や並木の適切な維持管理を図ると共に、照明やベンチ等の設置にあたっては景観への配慮を行い、ケヤキ並木が作りだす、御陵への参道としてふさわしい、風格ある道路景観を継承していきます。

③高尾山参道



甲州街道（国道 20 号）から高尾山ケーブルカー清滝駅前広場までの約 180 メートルの区間は、石畳風の道路舗装整備や電線類の地中化等により高尾山薬王院への参道として趣と風格のある道路景観が形成されています。沿道には、飲食店や土産物屋等が建ち並び、参拝客や登山者、観光客等多くの人々に親しまれています。今後も、都心に近い観光・レクリエーションの場であり、霊山である高尾山の玄関口として、魅力ある道路景観を継承していきます。

④桑並木通り



J R 八王子駅北口は、駅ビルと一体となった「マルベリーブリッジ」が新たな都市空間を創り出しています。駅の正面から甲州街道（国道 20 号）へと伸びる桑並木通りは、駅前通りの賑わいの中に、植栽や街路樹、通りの先に見える丘陵地の緑による豊かな自然環境を実感できる空間となっています。

今後も、本市の玄関口としての賑わいや風格と、自然環境を感じられる道路景観を形成していきます。

⑤西放射線ユーロード



J R 八王子駅北口から甲州街道（国道 20 号）八日町交差点へと至る「西放射線ユーロード」は、都市の拠点として商業・業務機能が集積する界隈を貫く自転車歩行者専用の道路であり、個性豊かな賑わいのある景観が形成されています。

今後、建物低層部の賑わいの演出や明るく開放的な街路空間を創出すること等により、安全で快適な歩行者空間となるような道路景観を形成していきます。

⑥絹の道



かつて、八王子宿に集められた生糸を横浜まで運ぶための通商路として栄えた「絹の道」は、御殿橋のたもとから「絹の道碑」前までの約 1.5 k m が市の史跡に指定され、また、往時の面影を色濃く残す未舗装道は、「浜街道」として文化庁選定「歴史の道百選」にも選ばれています。八王子の成り立ちを支える歴史と、豊かな自然を感じられる重要な景観資源として保全するとともに、周辺の自然と調和し、「絹の道」を引き立てる道路景観を形成していきます。

(2) 景観重要河川

① 多摩川



多摩川右岸には滝山丘陵の斜面が迫り、川の流れと緑が調和した河川景観となっています。「多摩川水系河川整備計画」等に基づき、河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりを意識した整備や、生態系に配慮した自然環境の保全・創出等を進め、多様な自然の表情を持つ多摩川らしい河川景観を形成します。

② 浅川



浅川は、本市の「母なる川」とも呼ばれ、市域中央を東西に走り、山地・丘陵地と市街地を結ぶ、景観の骨格となる重要な河川です。特に、南浅川との合流点から日野市との市境に至る区間では、かつての甲州街道沿道の宿場町に由来する旧市街地に近接し、古くから市民の生活に身近な河川として親しまれてきました。今後も、「多摩川水系河川整備計画」等に基づき、生態系に配慮した自然環境の保全・創出を進めていくとともに、開放的で雄大な自然を感じさせる河川空間を保全していきます。

(3) 景観重要都市公園

① 滝山公園



滝山公園は、八王子市の北部に広がる加住丘陵にあり、都立滝山自然公園の一部となっています。公園内には国の史跡として指定された城跡があり、本丸、二の丸、千畳敷、空堀などの遺構が良好な状態で残っています。整備にあたっては、丘陵景観の保全と貴重な歴史的資源の保全を基本としつつ、観光資源となる景観の形成を図ります。

② 小宮公園



小宮公園は、JR 八王子駅のほぼ真北、標高約 160m の加住丘陵にある公園です。市街地にありながら四季それぞれの彩りに包まれる静かな雑木林には、コナラ、クヌギを主体とした木々が生茂り、小川や池、明るい草原は多種多様な昆虫と野鳥を育てています。今後の整備にあたっては、豊かな自然を永続的に保全しつつ、さらなるみどりの確保と拡充を図り、市街地の拠点となる景観の形成を図ります。

③ 長沼公園



長沼公園は、京王線長沼駅の南、高低差が 100m にも及ぶ多摩丘陵の北斜面にある公園です。麓と尾根をつなぐ沢伝いの園路は自然の山道と変わらない雰囲気の中の散策を楽しむことができ、尾根や丘陵上の広場からは浅川の流れる八王子市街や奥多摩の山々を眺めることができます。豊かな自然環境の永続的な保全と緑地のレクリエーション機能の向上を図り、多摩丘陵の緑の骨格となる景観の形成を図ります。

④ 平山城址公園



平山城址公園は、日野市との市境に戸建住宅や大学に隣接して多摩丘陵の南東斜面に広がる公園です。2つの谷が形成された地形で、コナラを主体とした木々が茂る雑木林には、多種多様な植物が確認されています。かつて丹沢の山並みから筑波の山まで見渡せたといわれている六国展望台からの眺望の確保や里山環境の保全と回復を図り、多摩丘陵の緑の骨格となる景観の形成を図ります。

⑤片倉城跡公園



片倉城跡公園には、室町時代に築城された山城の城郭と古い遺構が良好な状態で残っています。園内は豊かな植物相に恵まれ、特に春先のカタクリの花が咲く頃には、多くの市民が訪れ、花菖蒲田と水車小屋付近は、里山の原風景も残っています。整備にあたっては、貴重な歴史的資源の保全と自然環境の保全を基本としつつ、ハイキングなどの散策路を整備し、隣接する片倉つどいの森公園との一体的な景観形成を図ります。

⑥長池公園



長池公園は、既存の自然環境を広大に残した自然保全型の公園で、貴重な動植物の宝庫となっています。ハンノキの植物群落やコナラを中心とした雑木林や湧水池があり、水田、畑、炭焼き小屋などの自然体験施設も整備され、昔ながらの里山の景観が残されています。また、隣接する長池見附橋は、平成 5 年に東京四谷の見附橋を移築復元したもので、公園広場との一体的な景観が見事です。今後の整備にあたっては、自然環境と貴重な動植物の保全を基本としつつ、自然学習体験ができる里山としての景観を永続的に保全します。